

長期優良住宅 大阪市手数料一覧

※令和4年10月3日受付分から適用

1. 当初計画認定申請(法第5条・手数料条例第7条の4第1項第1号・別表第1)

- ◆ 事前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する**確認書**又は**住宅性能評価書**が交付された場合(事前審査適合住宅)

延べ面積*		額		
		新築	増改築	既存
一戸建ての住宅(併用住宅を含む)		13,000円	17,400円	17,400円
共同住宅	500㎡以下	21,300円	29,600円	29,600円
	500㎡超 1,000㎡以下	35,300円	49,900円	49,900円
	1,000㎡超 3,000㎡以下	55,200円	77,000円	77,000円
	3,000㎡超 5,000㎡以下	97,500円	136,400円	136,400円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	163,400円	228,000円	228,000円
10,000㎡超		279,700円	387,200円	387,200円

※申請に係る住宅が属する一の建築物の「建築基準法」による延べ面積

- ◆ 事前に評価機関の長期使用構造等の確認を受けていない場合(その他の住宅)

延べ面積*		額		
		新築	増改築	既存
一戸建ての住宅(併用住宅を含む)		73,600円	108,700円	108,700円
共同住宅	500㎡以下	130,000円	192,700円	192,700円
	500㎡超 1,000㎡以下	207,000円	307,300円	307,300円
	1,000㎡超 3,000㎡以下	408,100円	606,300円	606,300円
	3,000㎡超 5,000㎡以下	730,000円	1,085,000円	1,085,000円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	1,255,000円	1,865,500円	1,865,500円
10,000㎡超		2,323,700円	3,453,000円	3,453,000円

※申請に係る住宅が属する一の建築物の「建築基準法」による延べ面積

2. 計画の変更認定申請(法第8条・手数料条例第7条の4第1項第2号・別表第2)

- ◆ 事前に住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する**確認書**又は**住宅性能評価書**が交付された場合(事前審査適合住宅)

延べ面積*		額		
		新築	増改築	既存
一戸建ての住宅(併用住宅を含む)		1,900円	2,700円	2,700円
共同住宅	500㎡以下	3,700円	5,600円	5,600円
	500㎡超 1,000㎡以下	6,500円	9,900円	9,900円
	1,000㎡超 3,000㎡以下	9,500円	14,300円	14,300円
	3,000㎡超 5,000㎡以下	17,500円	26,300円	26,300円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	29,800円	44,800円	44,800円
10,000㎡超		49,300円	74,100円	74,100円

※申請に係る住宅が属する一の建築物の「建築基準法」による延べ面積

- ◆ 事前に評価機関の長期使用構造等の確認を受けていない場合(その他の住宅)

延べ面積*		額		
		新築	増改築	既存
一戸建ての住宅(併用住宅を含む)		12,700円	18,900円	18,900円
共同住宅	500㎡以下	23,300円	35,100円	35,100円
	500㎡超 1,000㎡以下	37,700円	56,600円	56,600円
	1,000㎡超 3,000㎡以下	73,800円	110,900円	110,900円
	3,000㎡超 5,000㎡以下	134,500円	201,800円	201,800円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	233,800円	350,800円	350,800円
10,000㎡超		431,600円	647,500円	647,500円

※申請に係る住宅が属する一の建築物の「建築基準法」による延べ面積

- ◆ 資金計画、維持保全計画、工事の着手および完了予定時期、譲受人等の決定予定時期に係る項目の変更のみの場合

2,200円/件

3. 変更計画の認定申請(譲受人の決定)(長期優良住宅法第9条・手数料条例第7条の4第1項第3号)
1,500円/件
4. 地位承継の承認申請(長期優良住宅法第10条・手数料条例第7条の4第1項第4号)
1,500円/件
5. 各種証明書の発行申請(要綱第17条・手数料条例第7条の4第1項第6号)
980円/件
6. 建築確認の申出をする場合(法第6条第2項・手数料条例第7条の4第2項)
 1. に、建築基準法の確認申請にかかる表の額(建築基準法施行条例に規定されている額等)を加えた額とする。
7. 容積率特例の許可申請(長期優良住宅法第18条・手数料条例第7条の4第1項第5号)
160,000円/件